

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年11月27日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 19 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	サービス建屋1階西側排気防火ダンパにおいて、火災報知器の誤報により閉動作したが、復旧出来ないことが認められたため、対応検討。	対象外	
2	1号機	サービス建屋1階西側給気防火ダンパにおいて、火災報知器の誤報により閉動作したが、全閉しないことが認められたため、当該防火ダンパを補修。	D	
3	2号機	プロセスモニタ機能検査(その1)において、主排気筒放射線モニタ(B)の指示値に判定値外れが認められたため、検査を中断、計器校正後、検査を再開。	D	
4	2号機	監視機能健全性確認検査(その1の2)において、検査要領書に誤記が認められたため、検査を中断、誤記訂正後、検査を再開。	D	
5	2号機	記録計取替工事において、接地線が主発電機関係記録計の計測用電源(AC120V)に接触し、分電盤ブレーカ(MCCB)がトリップしたため、注意喚起。	C	
6	2号機	制御棒駆動水圧制御ユニットの点検において、103弁(座標14-07)の弁体に摩耗が認められたため、当該弁体を交換。	D	
7	2号機	タービン駆動給水ポンプ(B)タービンダイヤフラムノズル翼の浸透探傷検査において、線状指示模様は8ヶ所認められたため、対応検討。	D	
8	2号機	計装用空気圧縮機(A)ドレントラップ浸透探傷検査において、プラグのねじ部にヒビが認められたため、当該ドレントラップを交換。	D	
9	2号機	タービン潤滑油系油清浄機ベントファンの電源ケーブルにおいて、フレキシブル電線管取付ナットに割れが認められたため、当該ナットを交換。	D	
10	2号機	廃棄物処理エリア給・排気ファン全停作業後の起動において、同ファンが排気風量低により停止する事象が確認され、調査したところ、排気ダンパ電磁弁ケーブルの結線誤りが認められたため、対応検討。	C	
11	2号機	主蒸気逃がし安全弁・安全弁機能検査の記録確認において、検査要領書に誤記(主蒸気逃がし安全弁(F001M)の吹き出し圧力)が確認され、当該弁本体も誤った設定をしていたことが認められたため、対応検討。	A S	
12	3号機	クラス1機器共用検査要領書において、検査対象範囲一覧表に誤記が認められたため、当該検査要領書を訂正。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	4号機	チャコール建屋排気ファン(A)において、ファン軸及びファンボス部に摩耗が認められたため対応検討。	D	
14	4号機	新燃料受入れに伴う計量管理報告書において、一部燃料(受入れ燃料182体の内28体)の記載内容に誤記(物質記述コードの一部:酸化物が二酸化物)が認められたため、対応検討。	A	
15	4号機	計装用空気圧縮機除湿塔(D)において、上部フランジ部より空気漏れが認められたため、当該除湿塔を点検・補修。	D	
16	4号機	補機冷却海水系電解鉄イオン注入装置において、電解槽上部より漏れが認められたため、当該電解槽を補修。	D	
17	4号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩装置入口pH計において、指示値に不良(通常値約6.7に対し6.2)が認められたため、当該計器を点検。	D	
18	その他	原子力防災資機材の計測器点検において、ダストサンプラ1台の冷却ファンに動作不良(ファンが動かない)が認められたため、当該ダストサンプラを交換。	D	
19	その他	原子力防災資機材の計測器点検において、タイマー付ダストサンプラの表示不良及びタイマー不良(タイマーが使用できない)が認められたため、当該ダストサンプラを補修。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

*「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As :法令、安全協定に基づく報告事象
:プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A :国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
:定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B :国の検査等で指摘を受けた事象
:運転監視の強化が必要な事象
- C :品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D :通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 :消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ
電話 0240-25-1353